

厚真町いじめ防止基本方針

平成27年4月

厚真町・厚真町教育委員会

(令和5年6月改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されないものであります。

このような子どもの権利を侵害するいじめを防止し、子どもが明るい将来を築ける環境を実現することは、社会全体で取り組む重要課題であるため、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、また、法第11条に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）が策定されました。

法第12条には、地方公共団体は法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましいと規定されています。

町及び教育委員会は、子どもの尊厳を保持し、子どもたちが互いの違いを認め合い、支え合いながら、子どもが安心して生活し、健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処などの対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成27年4月に「厚真町いじめ防止基本方針」を策定しました。

このたび、北海道いじめ防止基本方針が改定されたことに伴い、いじめの問題への取組の一層の充実を図り、学校、家庭、地域の連携を深め、児童生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進していくため、道の基本方針の改定内容を踏まえた点検・見直しを行い、町のいじめ防止基本方針を改定することとしました。

令和5年6月

厚真町教育委員会

目 次

- I. いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1～4
 - 1. 基本理念
 - 2. いじめの定義等
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの内容
 - (3) いじめの要因
 - (4) いじめの解消
- II. 学校、家庭（保護者）、町の責務及び地域の役割・・・・・・・・ 4～6
 - 1. 学校の責務
 - 2. 教職員の責務
 - 3. 保護者の責務
 - 4. 地域の役割
 - 5. 町の責務
- III. いじめの防止等のための取組・・・・・・・・・・ 6～13
 - 1. 町における基本方針の策定と組織の設置
 - (1) 「厚真町いじめ防止基本方針」の策定
 - (2) 「厚真町いじめ問題対策連絡協議会」の設置
 - (3) 「厚真町いじめ防止等対策委員会」の設置
 - (4) 「厚真町いじめ問題調査委員会」の設置
 - (5) 個人情報の保護
 - 2. 教育委員会が進める取組
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) 関係機関等との連携
 - (4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
 - (5) インターネットを通じて行われるいじめ防止等のための対策の推進
 - (6) いじめ防止等のための対策の調査研究の推進
 - (7) 啓発活動
 - (8) 学校の設置者による措置
 - (9) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - (10) 学校評価等における留意事項

3. 学校が進める取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 「学校いじめ対策組織」の設置
- (3) いじめの防止
- (4) いじめの早期発見
- (5) いじめへの対処
- (6) その他

IV. 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～15

1. 重大事態とは

2. 教育委員会又は学校による調査

- (1) 重大事態の発生と調査
- (2) 調査を行うための組織
- (3) 実施する調査の内容
- (4) 調査結果の提供及び報告
- (5) 調査報告を受けた町長による再調査及び措置
- (6) 北海道教育委員会との連携

V. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

資料

- 重大事態発生時の対応概要フロー図・・・・・・・・・・ 16
- 「厚真町いじめ問題対策連絡協議会」設置要綱・・・・・・・・ 17
- 「厚真町いじめ防止対策委員会」設置要綱・・・・・・・・ 18

I. いじめの防止等に関する基本的な考え方

1. 基本理念

- ・いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも、起こり得るもの」、「だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」で、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、いじめの防止等の対策は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめをはやし立てず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- ・加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならず、いじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- ・また、児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育んでいかなければならない。

2. いじめの定義等

(1) いじめの定義

- ・いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動、塾など、児童生徒がかかわっている仲間や集団などの関係をいい、個々の行為が、いじめに当たるかどうかは、いじめられた児童生徒の立場に立って考えることが必要である。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ・いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ・インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ・児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加

害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

- ・また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして、良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- ・児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ¹」、「多様な背景を持つ児童生徒²」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（２）いじめの内容

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為³として早期に警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報すること

1 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性差別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

2 「多様な背景を持つ生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭環境（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。

3 いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがあります。

- 強制わいせつ（刑法第 176 条）断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与（刑法第 202 条）同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- 暴行（刑法第 208 条）同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第 222 条）裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第 223 条）遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第 249 条）断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。

が必要なものもあり、その場合には、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分配慮したうえで、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、厚真町生徒指導連絡会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

(3) いじめの要因

- ・ いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ・ いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった集団では、基準から外れたものに対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが必要となる。
- ・ いじめの防止のためには、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組等が必要である。それらの取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめの要因となる。

(4) いじめの解消

- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・ ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。
- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ・ 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。
- ・上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

Ⅱ. 学校、家庭（保護者）、町の責務及び地域の役割

1. 学校の責務

- ・校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が互いの意見の相違を認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- ・すべての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とのかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- ・学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- ・全ての児童生徒に社会性や規範意識、自他の生命を尊重する心などを育むとともに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- ・学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- ・全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- ・いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携し、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認したうえで、いじめが行なわれていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

2. 教職員の責務

- ・教職員は、児童生徒理解を深めるとともに、児童生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童生徒のささいな変化や兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。
- ・教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認のうえ、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- ・教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしない。
- ・教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

3. 保護者の責務

- ・児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- ・保護者は、児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして、基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。
- ・保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。
- ・保護者は日頃から家庭において、児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- ・保護者は、いじめの問題への対応に当たっては、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- ・保護者は、児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応する。
- ・児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支える。

4. 地域の役割

- ・町民及び事業者は、日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用する

などして提供する。

- ・町民及び事業者は、児童生徒の健やかな成長・発達のため、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。
- ・町民及び事業者は、地域の学校等と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。
- ・町民及び事業者は、児童生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- ・町民及び事業者は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める。
- ・町民及び事業者は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

5. 町の責務

- ・全ての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりを進める。
- ・町立小中学校に対して、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくりの推進、地域の教育資源等を活用しながら取り組む特色ある学校づくりの推進、教育に直接携わる教職員の資質能力の向上に向けた取組などを通して、信頼される学校づくりを進めるよう指導する。
- ・町立小中学校に対して、「学校いじめ防止基本方針」の改善充実に向けて、基本方針の公開、児童生徒や保護者からの意見聴取、学校評価を活用した基本方針の見直しなどの取組を継続して進めるよう指導する。
- ・町立小中学校に対して、いじめの早期発見に向けて、児童生徒に対する調査の回数や方法、いじめに係る相談体制や方法などの取組を工夫するよう指導する。
- ・町立小中学校に対して、いじめの問題に適切に対応することができる教職員の資質能力の向上に向けた啓発資料の作成・配布やいじめの問題への対応についての研修の充実・改善を図るよう指導する。
- ・町立小中学校に対して、いじめ問題への対応は、校長の強力なリーダーシップの下、「学校いじめ対策組織」を中心として組織的に対応するよう指導する。
＊いじめ対応支援ツール等を活用した組織的かつ実行的な対応を進めること
- ・町立小中学校に対して、保護者や地域住民と連携していじめの防止等のための取組を進めるよう指導する。
- ・児童生徒がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう学校教育、社会教育、家庭教育におけるインターネットの適切な活用に関する教育の推進に必要な取組を進める。
- ・いじめ防止等のための対策に必要な予算の確保に努める。

Ⅲ. いじめの防止等のための取組

1. 町における基本方針の策定と組織の設置

(1) 「厚真町いじめ防止基本方針」の策定

- ・「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、

「厚真町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）を策定し、生涯学習便り、町ホームページ等において公表する。

- ・「町基本方針」には、いじめの防止等のための対策が、町において体系的かつ計画的に行われるよう、より実効的かつ地域の実情に応じた取組や町内におけるいじめの防止に資する啓発活動、教育的取組、「町基本方針」の点検、見直しの取組などを盛り込む。

（２）「厚真町いじめ問題対策連絡協議会」の設置

- ・いじめの防止等に関する関係機関及び団体の連携及びいじめの防止等の取組の一層の充実を図るため、「厚真町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。「連絡協議会」委員は、学識経験者及び青少年健全育成等に知見を有する者をもって組織する。

（３）「厚真町いじめ防止等対策委員会」の設置

- ・法第１４条第３項を踏まえ、「町基本方針」に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会に、青少年健全育成等に知見を有する者、学校関係者、ＰＴＡ関係者、いじめ防止等に関する知見を有する者で構成される「厚真町いじめ防止等対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を設置する。

（４）「厚真町いじめ問題調査委員会」の設置

- ・法第２８条第１項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた町長は、法第３０条第２項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、町長の附属機関として、「厚真町いじめ問題調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）を設置して、調査の結果について適切に再調査を行うものとする。

（５）個人情報の保護

- ・「連絡協議会」及び「対策委員会」「調査委員会」に携わる委員等は、いじめ調査等に際して知り得た個人の情報について、第三者に提供又は開示してはならない。また、委員を退いた場合も同様とする。

２．教育委員会が進める取組

（１）いじめの防止

- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うため、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じ、道徳教育や人権教育、体験活動等を充実する。
- ・学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実する。
- ・学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。
- ・学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向

- き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。
- ・児童生徒や保護者、教職員に対して、法や条例の趣旨を踏まえていじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、家庭教育セミナー等を活用して啓発や研修を行う。
 - ・「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進する。また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

- ・児童生徒や保護者等からのいじめに関する通報及び相談を受け付けるために、教育委員会内に相談窓口を設置する。
- ・アンケート調査や個人面談等により各学校が把握したいじめに関する情報について、学期ごと及び随時に報告を受け、必要な措置を講じる。
- ・学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や定期的なアンケート調査、個人面談の取組など、いじめの実態把握の取組状況について把握する。

(3) 関係機関等との連携

- ・いじめ防止等のために、学校、家庭、地域、及び関係機関との連携を図り、相互に対策が行われるよう、「連絡協議会」を定期的開催する。
- ・「厚真町青少年健全育成委員会」や「厚真町生徒指導連絡会」等において、いじめの防止等の取組に関する情報交流を行い、関係機関との連携を強化する。
- ・保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置や周知など、家庭への支援を行う。

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・学校におけるいじめの防止等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるように、スクールカウンセラー等を学校へ派遣し、必要に応じて個別の教育相談に応じるとともに、いじめの防止等に関する情報を提供する。
- ・学校における心理テストの実施、教職員研修会への講師派遣など、いじめの防止等に向けた学校の取組への支援を行う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の推進

- ・児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう、リーフレットの配付等、関係機関と連携して啓発活動を行う。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動を行う。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに関する事案について、「連絡協議会」等において情報交換や実態把握を行い、その対処について協議する。

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進

- ・学校におけるいじめの認知件数、いじめの態様や背景、未然防止及び解決に向けた取組状況等について、「連絡協議会」等において検証を行い、適切な指導、助言を行う。

(7) 啓発活動

- ・ P T Aや地域の関係団体と連携して、児童生徒やその保護者に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制等について、生涯学習便り等を活用して、広報・啓発活動を行う。

(8) 学校の設置者による措置

- ・ いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講じる。
- ・ 学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し、必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事実について必要な調査を実施する。
- ・ 学校教育法の規定に基づき、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講じる。
また、いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。
- ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援やいじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- ・ いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報取り扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるように整備する。

(10) 学校評価等における留意事項

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導、助言を行う。
- ・ 教職員の評価において、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう、指導、助言を行う。

3. 学校が進める取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

ア. 意義

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

イ. 策定に当たっての留意事項

- ・学校は、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- ・学校いじめ防止基本方針には、いじめの未然防止・早期発見、いじめ情報の共有手順、いじめ事案への対処、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容を定める。
- ・学校いじめ防止基本方針には、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめ防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針を定める。
- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組の目標を設定し、学校評価において達成状況を評価し、取組の改善を図る。
- ・学校いじめ防止基本方針を策定、見直す際には、児童生徒に対するアンケートや協議の場を設けるなどして、より分かりやすい基本方針となるよう努める。
- ・学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見したときの連絡相談窓口等を、児童生徒や保護者、地域住民へ説明する。
また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。等

(2)「学校いじめ対策組織」(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)の設置

- ・法第22条に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ事案に対する対応を含む、いじめの防止等の対策のための組織を設置する。
- ・この組織は、校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級(ホームルーム)担任、教科担任その他校長が必要と認める教員によって構成する。また、必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等を参加させることができる。
- ・この組織の整備に当たっては、気づきを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性⁴の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の情勢に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。
- ・この組織では、次のようなことを踏まえ組織体制を整備する。
「的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制」
「事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制」
「迅速に対応できるよう組織の構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制」
- ・この組織では、次のような役割を担う。
「いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」
「いじめの相談、通報の窓口」
「学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や評価・検証・修正」
「いじめや問題行動等に関する情報の収集と記録・共有、事実関係の把握といじめであるか否かの判断」

4 組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫」と思えるなど、発言することへの安心感を持てる状態(心理的安全性)をつくり出すことが不可欠です。

「いじめ事案が発生した場合の対処や対応」

「いじめが解消に至るまでの被害児童生徒の支援を継続するための対処プランの作成と実行」

「いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定、保護者との連携」等

- ・法第28条第1項に規定される重大事態の調査について、学校がその調査を行う場合は、教職員の他に、PTA役員、スクールカウンセラー、駐在所長など外部の者を加え、公平性・中立性の確保に努め、「学校いじめ調査委員会」等の組織を設置し、調査する。

(3) いじめの防止

- ・学校全体でいじめに向かわせないための未然防止として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめ防止の取組を進める。
- ・児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ・いじめは絶対許されないこと、いじめを受けている児童生徒を全力で守ることを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、迅速かつ組織的にいじめの防止に取り組む。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。
- ・児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- ・児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- ・児童生徒が学習やその他の活動において、自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を進める。
- ・学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進する
- ・地域の人材、自然、伝統、文化などの教育資源を活用して、児童生徒の発達段階に応じた道徳教育や体験活動、ボランティア活動等の充実を図る。
- ・児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- ・学校の教育活動全体を通じて、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、すべての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導⁵やいじめの未然防止教育の充実に向けた取組を進める。
- ・児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を進める。
- ・学校として、「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十

5 「発達支持的生徒指導」とは、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に学校教育の目標の実現に向けて、全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。（参考 生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省））

分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用し、児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を進める。
- ・「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・いじめを防止することへの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

(4) いじめの早期発見

- ・児童生徒と教職員の信頼関係の構築に努め、「SOS の出し方に関する教育」の推進や相談窓口の設置、児童生徒・保護者に対する定期的なアンケートや個別の面談をするなど、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、学校組織を挙げて、児童生徒一人ひとりの状況把握に努める。
- ・いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠ぺい・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- ・アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報報告など、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。なお、個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払うこと。

(5) いじめへの対処

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、「学校いじめ対策組織」を中心に、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的にいじめの事実の有無の確認作業に入り、その結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、校内組織を中心に、いじめを受けた児童生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめの再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ・いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、事態の深刻さを理解させる。
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行うに当たっては、迅速で適切な初期対応とこれらの保護者との情報の共有が重要であることを十分認識し、加害・被害の両保護者間で争いが起きることのないよう、いじめ事案の解決を目指して、丁寧な説明を行い、これらの保護者の理解と協力を得る。
- ・いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。
- ・当該いじめ事案が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや児童生徒の生命等、重大な被害が生じるおそれがあるときは、所管警察署と連携し対処する。

(6) その他

- ・いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。
- ・情報モラル教育や情報活用能力の育成に関する教育を推進するとともにインターネットを通じて行われるいじめを防止する取組を進める。
- ・いじめの問題に関する学校評価を実施する際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。

IV. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努める。

1. 重大事態とは

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
例えば、いじめを受けたと考えられる児童生徒が
○自殺を企図した場合
○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合
などが想定される。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで、被害児童生徒及び保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

2. 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 報告

学校は、重大事態が発生した（発生した疑いがあると認める）場合には、速やかに、教育委員会に報告する。

②②調査主体について

教育委員会がその事案が重大事態と判断した場合には、教育委員会は、重大事態の発生を町長に報告し、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織

にするかについて判断する。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

なお、学校が主体となって調査を行った場合でも、教育委員会が必要と認めるときは、「対策委員会」によって調査を行う。

(2) 調査を行うための組織

- ・学校が調査する場合は、「学校いじめ調査委員会」等が行う。
- ・教育委員会が調査する場合は、「対策委員会」が行う。

(3) 実施する調査の内容

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするなど、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

教育委員会は、重大事態について調査した結果について(学校が調査主体となったものは、学校より教育委員会に報告し、教育委員会を通じて)、町長に報告する。

重大事態の調査結果を町長に行うときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望するときは、当該児童生徒又はその保護者の意見を記載した書面を添付できる。

(5) 調査報告を受けた町長による再調査及び措置

① 再調査

調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査機関を設けて、再調査を行うことができる。

再調査には、町長の要請を受け設置する「調査委員会」がこれに当たる。

「調査委員会」は、学識経験を有する者やいじめの防止等に関する知見を有する者等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

(6) 北海道教育委員会との連携

学校及び教育委員会は、重大事態の発生から、再発防止の取組に至るまでの過程において、北海道教育委員会と連携を図り、必要な助言を受けるよう努める。

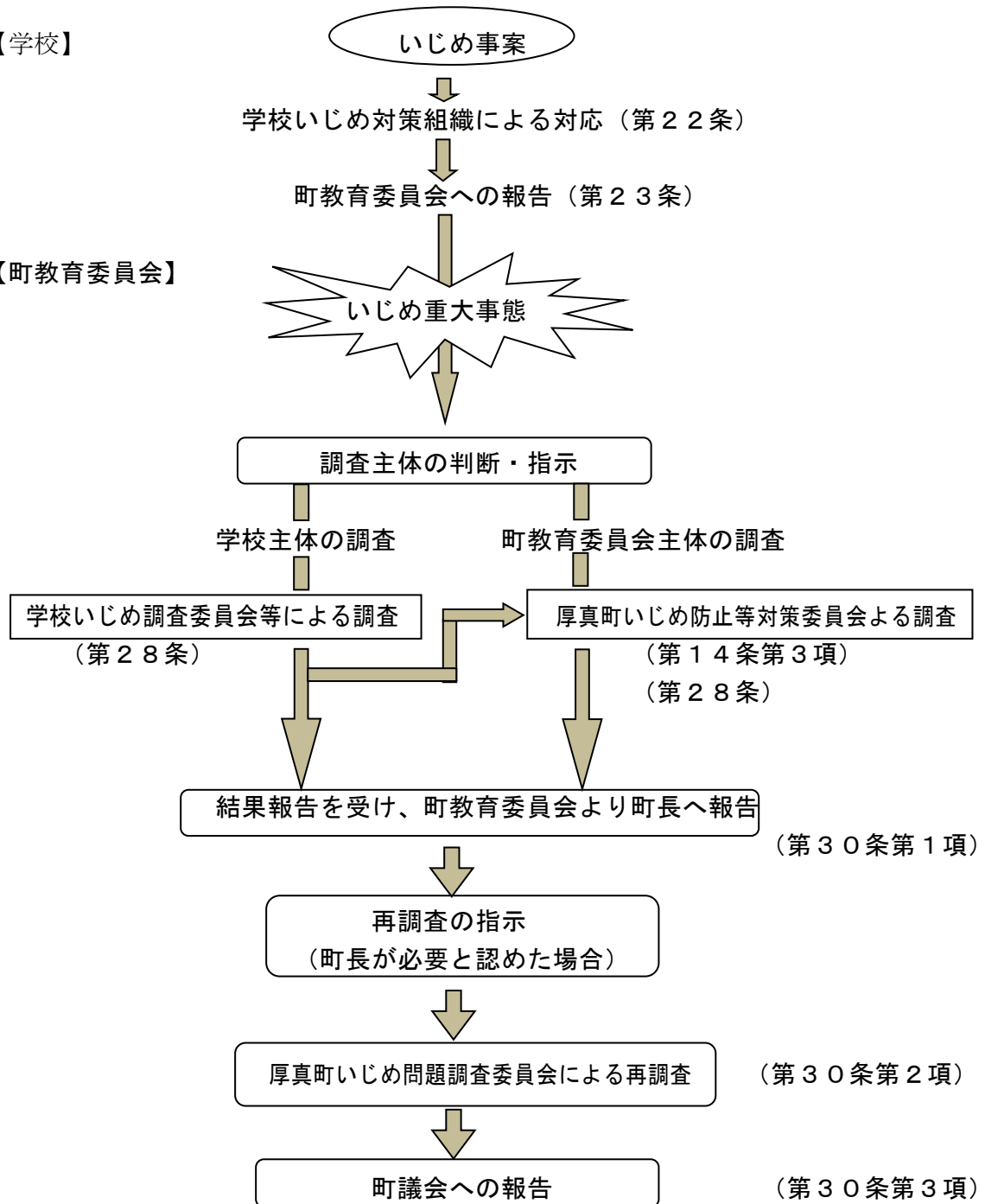
V. その他

本町のいじめの防止等の取組状況や国の動向等を勘案して、PDCAサイクルによる町基本方針の点検や見直しを「連絡協議会」で行い、必要があると認めたときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

重大事態発生時の対応概要フロー図

【学校】

【町教育委員会】



(注意) () 内は「いじめ防止対策推進法」の条項を示す

厚真町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

平成27年2月26日

教委訓令第2号

(趣旨)

第1条 厚真町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、次に掲げる事項について、調査審議等を行う。

- (1) 教育長の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策の推進に関する重要事項の調査審議を行うこと。
- (2) 町内におけるいじめに関する実態把握及び情報交換を行い、いじめ防止等の施策について協議を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他教育長が連絡協議会において行うことが必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡協議会は、委員11人以内で組織する。

(委員)

第4条 連絡協議会の委員は、学識経験者及び青少年健全育成等に知見を有する者をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

(事務局)

第8条 連絡協議会の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

(報償等)

第9条 委員には、予算の定めるところにより、報償及び費用弁償を支給する。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営上必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則（平成27年2月26日教委訓令第2号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

厚真町いじめ防止等対策委員会設置要綱

平成27年2月26日

教委訓令第3号

(趣旨)

第1条 厚真町いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、厚真町いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のため、次に掲げる事項について、調査審議等を行う。

- (1) 教育長の諮問に応じ、いじめ防止等の有効な対策に関する専門的な見地からの審議を行うこと。
- (2) 教育長が必要があると認めた場合に、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図ること。
- (3) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条に基づく調査を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他教育長が対策委員会において行うことが必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 対策委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 対策委員会は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 青少年健全育成等に知見を有する者
- (2) 学校関係者
- (3) PTA関係者
- (4) いじめの防止等に関する知見を有する者

(任期)

第5条 委員の任期は、対策委員会の設置の日から、第2条に掲げる調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 対策委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(事務局)

第8条 対策委員会の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

(報償等)

第9条 委員には、予算の定めるところにより、報償及び費用弁償を支給する。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営上必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則（平成27年2月26日教委訓令第3号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。